

●香川県警察本部告示第12号

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月24日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程

香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(少年サポートセンターの設置)</p> <p>第4条 活動規則第2条第12号に規定する少年サポートセンターは、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）<u>第4条第2項</u>に規定する香川県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンターとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(少年サポートセンターの設置)</p> <p>第4条 活動規則第2条第12号に規定する少年サポートセンターは、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）<u>第4条第3項</u>に規定する香川県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンターとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。